

ブリ日本海西部 3. 漁業の管理

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 水産研究・教育機構 公開日: 2024-12-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 金子, 貴臣, 三谷, 卓美, 若松, 宏樹, 牧野, 光琢 メールアドレス: 所属:
URL	https://fra.repo.nii.ac.jp/records/2012548

3. 漁業の管理

概要

管理施策の内容 (3.1)

ブリ日本海西部については、公的な許可制度・漁業権制度や漁業調整規則により、インプット・コントロール (3.1.1 3点) テクニカル・コントロール (3.1.2 3点) が実施されているものの、資源水準が良好なこともあり、自主的な資源管理の取り組みはあまり積極的には行われていない。ブリは TAC 対象種でないことから、アウトプット・コントロールは行われていない (3.1.1 3点)。一方で、広域回遊種であるブリの漁業管理施策の観点から見ると、環境や生態系に関連して十分な取り組みが行われているとは言い難い。 (3.1.3.1 2点)。

執行の体制 (3.2)

「3.2.1 管理の執行」に関わる項目については、我が国の漁業管理制度が制度として緻密に設計、運用されていることを反映して高く評価できる (3.2.1.1 5点、3.2.1.2 4点、3.2.1.3 5点)。

「3.2.2 順応的管理」については、広域分布魚種としてブリに関しても協議の場が設けられている (3.2.2 3点)。

共同管理の取り組み (3.3)

「3.3.1 集団行動」については、我が国の漁業管理において、漁業協同組合や業界団体が網羅的に組織され、かつ漁業管理や漁業経営において有効に機能していると考えられることから、高い評価となっている (3.3.1.1 5点、3.3.1.2 5点、3.3.1.3 5点、3.3.1.4 5点)。「3.3.2 関係者の関与」も高く評価できると考えられるが、ブリ資源の課題として広域的な資源管理の取り組みや非漁業セクターの利害関係者を交えた取り組みがほとんど行われていないという点については課題が残る (3.3.2.3 3点)。

評価範囲

① 評価対象漁業の特定

ブリは、日本海では大中型まき網漁業、中・小型まき網漁業、定置網漁業の3漁業が主に漁獲しているため、この3漁業を対象に評価を行う。

② 評価対象都道府県の特定

ブリ日本海西部の対象は、日本海に接する島根、鳥取、兵庫、京都、福井、石川の6府県である。このうち、石川県、島根県、鳥取県大中型まき網漁業、石川県、島根県の中・小型まき網漁業、島根県、京都府、福井県、石川県の定置網漁業の漁獲量が多い。2015年にはこれらの漁業が

ブリ日本海西部の 89%の漁獲量を占めるため、これらの漁業を評価対象とした。

③ 評価対象漁業に関する情報の集約と記述

評価対象府県の評価対象漁業について、以下の情報を集約する。1) 漁業権、許可証、および、後述する各種管理施策の内容 2) 監視体制や罰則、順応的管理の取り組みなどの執行体制 3) 関係者の特定や組織化、意思決定への参画への共同管理の取り組み 4) 関係者による生態系保全活動

3.1 管理施策の内容

3.1.1 インプット・コントロール又はアウトプット・コントロール

我が国においては、大中型まき網漁業は指定漁業であり、操業隻数や操業海域が公的に制限されている。石川県、島根県の中・小型まき網漁業は知事許可漁業であり操業隻数が限られている。石川県、福井県、京都府、島根県の定置網漁業は漁業権漁業か許可漁業で、これも設置数が限られていることから、当該漁業への参入は制限されており、インプット・コントロールが成立していると考えられる。他方、ブリはTAC対象種ではなく、これらの漁業全てでアウトプット・コントロールが行われているとされる情報はない。したがって、「インプット・コントロールもしくはアウトプット・コントロールが導入されている」が該当する。以上より3点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
インプット・コントロールとアウトプット・コントロールのどちらも施策に含まれておらず、目標を大きく上回っている	.	インプット・コントロールもしくはアウトプット・コントロールが導入されている	.	インプット・コントロールもしくはアウトプット・コントロールを適切に実施し、漁獲圧を有効に制御できている

3.1.2 テクニカル・コントロール

大中型まき網漁業は指定漁業であり、集魚用の灯船の隻数が公的に制限されている(水産政策審議会資源管理分科会 2017)。また、島根県、石川県の中・小型まき網漁業も灯船の隻数、光量、網目の目合等に漁業調整規則や許可方針による制限がある。定置網漁業については京都府(京都府 2013, 京都府 2017)や島根県(島根県 2015)などで網目拡大(漁具制限)などに取り組まれている。これらにより3点を配する。

1点	2点	3点	4点	5点
テクニカル・コントロールの施策が全く導入されていない	.	テクニカル・コントロールの施策が一部導入されている	.	テクニカル・コントロール施策が十分に導入されている

3.1.3 生態系の保全施策

3.1.3.1 環境や生態系への漁具による影響を制御するための規制

まき網漁業については、海底に与える影響が小さい等、漁場環境への負荷は少ないと考えられる。漁獲選択性が低いことに起因する混獲による生態系への影響については「2. 海洋環境と生態系への配慮」で評価されているが、当該海域の大中型まき網漁業では混獲回避のための具体的な取り組みに関する情報がほとんどない。これは、当該海域の中・小型まき網漁業についても同様であり、各漁業に2点を配する。また、定置網漁業は一般的に環境・生態系に影響を与えにくい漁業と言われており、京都の定置網漁業で小型魚の混獲を放流するなどの取り組みが行われており(全漁連 1995)、石川県では水産資源の回復と維持のため定置漁業者が幼稚魚を網外に再放流する「タモ一杯運動」を推進している(七尾地区地域水産業再生委員会 2014)。それ以外の具体的な取り組みについてはほとんど情報が無く、相当程度の施策が導入されているとはいえない。したがって3点を配する。これらを漁獲量で重み付けして平均し、2点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
規制が全く導入されておらず、環境や生態系への影響が発生している	一部に導入されているが、十分ではない	.	相当程度、施策が導入されている	十分かつ有効に施策が導入されている

3.1.3.2 生態系の保全修復活動

島根県では、JF しまね職員や水産行政職員、水産団体職員を含めた島根県下一斉海浜清掃活動を実施している（海と渚環境美化・油濁対策機構 2016a）。また、JF しまねでは漁民の森づくり活動を実施している（海と渚環境美化・油濁対策機構 2016b）。また、購買事業を通じて有害船底塗料の使用禁止、低公害石鹸の普及等に取り組んでいる（http://ttgyokyo.jf-net.ne.jp/?page_id=581）。海浜清掃活動への参加や森作りの活動が京都府や福井県沿岸の漁業協同組合でも確認できる（海と渚環境美化・油濁対策機構 2016a, b）。石川県でも海浜清掃、森づくり、天然石鹸普及の活動を実施している（<http://www.ikgyoren.jf-net.ne.jp/katsudou.html>）。こういった生態系の保全修復取り組みは県単位で広く活発に実施されている。一部の漁業では実施が確認できないが、沖合のまき網漁業については漁場環境への負荷は少ないと考えられ、その保全修復活動はNAとする。全体をカバーする取り組みは、以上より5点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
生態系の保全・再生活動が行われていない	.	生態系の保全活動が一部行われている	.	生態系の保全活動が活発に行われている

3.2 執行の体制

3.2.1 管理の執行

3.2.1.1 管轄範囲

ブリは九州沿岸から北日本沿岸まで広く分布する。当該日本海西部海域においては、沿岸では主に定置網漁業で漁獲されておりこの所管は都道府県である。沖合では主に中・小型まき網漁業と大中型まき網漁業で漁獲されており、前者は都道府県、後者は国により管理されている。定置網漁業と中・小型まき網漁業については、その多くが漁業者の団体である漁業協同組合に所属している。また、大中型まき網漁業も山陰まき網漁業協同組合、中部日本海まき網漁業協議会に所属している。空間的に整合的な管理体制を実現していると考えられる。以上より5点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
対象資源の生息域がカバーされていない	.	生息域をカバーする管理体制はあるが、十分には機能していない	.	生息域をカバーする管理体制が確立し機能している

3.2.1.2 監視体制

水揚量については、産地市場の水揚げ記録に記録されている。また、大中型まき網漁業についてはすべての網船にVMSが設置されており操業海域の監視等が行われている（日本水産資源保護協会 2006）。また、水産庁（境港漁業調整事務所）、島根、鳥取、兵庫、京都、福井、石川の各

府県はそれぞれ漁業取締船を持ち各府県海域の漁業を監視している。このため相当程度監視が行われていると理解される。一方で、京都海区漁業調整委員会ではまき網漁業付属船についても VMS 設置の要望が出されている（京都海区漁業調整委員会 2014）ことに対し、大中小型まき網漁業者からは漁獲能力を有さない付属船についてまで VMS 設置すべきとの要望が適切なのか要望の妥当性を疑問視する意見もあり、十分な監視体制が有効に機能していると全ての漁業者が認識しているわけではない現状も認められる。以上より、現状は 4 点と 5 点の間にあると推察されるが、ここでは 4 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
監視はおこなわれていない	主要な漁港の周辺など、部分的な監視に限られている	.	相当程度の監視体制があるが、まだ十分ではない	十分な監視体制が有効に機能している

3.2.1.3 罰則・制裁

大中小型まき網漁業については、漁業法に基づき許可の取り消しや、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令に基づき刑事罰が科される。知事許可漁業である中・小型まき網漁業についても、県の漁業調整規則に基づき許可の取消しや刑事罰が科される。定置漁業権についても、漁業法に基づき漁業権の取消しや行使の停止、各都道府県の漁業調整規則に基づき刑事罰が科される場合があり、罰則規定としては十分に有効と考えられる。以上より 5 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
罰則・制裁は設定されていない	.	罰則・制裁が設定されているが、十分に効果を有しているとはいえない	.	有効な制裁が設定され機能している

3.2.2 順応的管理

ブリについては国が定める「我が国の海洋生物資源の資源管理指針（水産庁 2017）」において「より多くの関係漁業者が統一的な管理目標の下、一体となって資源管理に取り組む必要がある広域的な魚種」に含まれており、資源状態に応じて関係者間の協議の場を設けて資源管理のあり方について検討する仕組みが存在するものと考えられる。さらに県によっては資源管理指針でブリを魚種別資源管理の対象としているところもあり、まき網や定置網漁業の漁業種別資源管理にも含めている。以上より 3 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
モニタリング結果を漁業管理の内容に反映する仕組みがない	.	順応的管理の仕組みが部分的に導入されている	.	順応的管理が十分に導入されている

3.3 共同管理の取り組み

3.3.1 集団行動

3.3.1.1 資源利用者の特定

ブリ日本海西部の評価対象とした石川、鳥取、島根県の大中型まき網漁業は農林水産大臣より許可を、石川、島根県の中・小型まき網漁業については県知事より許可を、石川、福井、京都、島根の4府県の定置網漁業については各府県知事より免許や許可により設定をされており、評価対象とする全ての資源利用者は公的かつ明確に特定されている。以上より5点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
実質上なし	5-35%	35-70%	70-95%	実質上全部

3.3.1.2 漁業者組織への所属割合

ブリ日本海西部海域の大中型まき網漁業は山陰まき漁業協同組合に加盟している。また、島根県隠岐の中型まき網漁業者は、島根県まき網漁業協議会に加入している。石川県の大中型まき網漁業者は中部日本海まき網漁業協議会に加盟している。石川県の中型まき網漁業者は石川県漁業協同組合傘下の中型まき網漁業協同組合に所属している。小型まき網漁業者も沿海漁業協同組合に所属している。各府県の定置網漁業についてそのほとんどが各県のJF等漁協組織等に加盟している。以上より5点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
実質上なし	5-35%	35-70%	70-95%	実質上全部

3.3.1.3 漁業者組織の管理に対する影響力

島根、鳥取県の大中型まき網漁業者が所属する山陰まき漁業協同組合、石川県の大中型まき網漁業者が所属する中部日本海まき網漁業協議会は同海域の自主的管理措置の意思決定を行っている。また、島根県まき網漁業協議会は、同会に設置された資源管理計画管理委員会が資源管理計画を策定し、漁業者に取り組みの指導を徹底するなどしており漁業管理に強い影響力を持っている。石川県においても中型まき網漁業の休業等の資源管理計画が実施されている。5点とする。ブリを漁獲する主要県（北海道、新潟、富山、石川、福井、京都等）は、道府県に定置漁業協会をおき、日本定置漁業協会に加入している。例えば、クロマグロの管理については、日本定置漁業協会を中心として、管理の強化等を指導しており、大中まき網と比して、漁業者管理組織が劣後しているということではなく、漁業者組織が管理に強い影響力を有しているといえることから5点とする。以上より全体として5点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
漁業者組織が存在しないか、管理に関する活動を行っていない	.	漁業者組織の漁業管理活動は一定程度の影響力を有している	.	漁業者組織が管理に強い影響力を有している

3.3.1.4 漁業者組織の経営や販売に関する活動

山陰まき漁業協同組合は境港に水産物直売センターや食事処を有している(<https://www.sanmaki.jp/news.html>)。また、JFしまねや島根県まき網漁業者協議会が計画に参加する隠岐地域まき網漁業構造改革プロジェクト改革計画書(NPO法人 水産業・漁村活性化機構 2013)において、経営や販売の改善活動を行っている。また、各府県のJF等は冷凍冷蔵庫の運営や販売事業の運営をしている。以上より5点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
漁業者組織がこれらの活動を行っていない	.	漁業者組織の一部が活動を行っている	.	漁業者組織が全面的に活動を行っている

3.3.2 関係者の関与

3.3.2.1 自主的管理への漁業関係者の主体的参画

石川、島根、鳥取の大中型まき網漁業者、石川、島根の中型まき網漁業者、島根・京都・福井、石川の定置漁業者団体には、資源管理計画を定めている組織が複数見受けられる。このため、年度の資源管理計画についての会合に出席し、同業種団体の役員会、総会、漁協内での部会や理事会等へ参加する必要がある。浜の活力再生プランの中にも漁業管理に関した協議が必要となる場合がある。会議出席日数の具体的な情報は限られるが、以上の点を考慮すると12日以上の場合への参加はあると考えられる。以上より4点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
なし	1-5日	6-11日	12-24日	1年に24日以上

3.3.2.2 公的管理への漁業関係者の主体的参画

日本海・九州西広域漁業調整委員会には、山陰まき網漁業協同組合に加盟する大中型まき網漁業者が漁業者代表として参画している（5点）（水産庁 2017）。隠岐海区漁業調整委員会や島根海区漁業調整委員会、石川海区漁業調整委員の名簿には、属性の記載が無く中型まき網漁業関係者の参画は名簿からは読み取れない（NA）。また、隠岐海区漁業調整委員会、島根海区漁業調整委員会、京都海区漁業調整委員会、福井海区漁業調整委員会、石川海区漁業調整委員会には漁業関係者が出席しているが、属性が不明確で定置網漁業の利害関係者かどうかは不明である（NA）。2漁業がNAなので大中型まき網漁業のみで評価を行う。以上より5点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
実質上なし	.	形式的あるいは限定的に参画	.	適切に参画

3.3.2.3 幅広い利害関係者の参画

現在、都道府県別に個別に資源管理に取り組んでいるが、広域的な資源管理の取組みは特にないと報告がある。一方で、海区委員会等では学識経験者等が参加し管理が実施されていると判断できる。このことから、部分的に参加していると判断する。以上より3点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
実質上なし	.	部分的・限定的には関与	.	ほぼすべての主要な利害関係者が効果的に関与

引用文献

京都府（2013）京都府海域定置網漁業包括的資源回復計画の評価・総括

- (www.pref.kyoto.jp/suisan/documents/teichi.pdf)
- 京都府（2017）京都府資源管理指針（<http://www.pref.kyoto.jp/suisan/1306753499833.html>）
- 京都海区漁業調整委員会（2014）第20期漁調委だより（第11回）
（<http://www.pref.kyoto.jp/suiji/documents/gyochouidayori11.pdf>）
- 日本水産資源保護協会（2006）「我が国の水産業：大中型まき網漁業」．日本水産資源保護協会，8pp.
- 七尾地区地域水産業再生委員会（2014）浜の活力再生プラン
（http://www.jfa.maff.go.jp/j/bousai/pdf/henkou_17ishikawa_nanao.pdf）
- NPO 法人 水産業・漁村活性化機構（2013）隠岐地域まき網漁業構造改革プロジェクト改革計画書（http://www.fpo.jf-net.ne.jp/gyoumu/hojyogigyo/01kozo/nintei_file/H250314_oki_tyumaki.pdf）
- 島根県（2015）島根県資源管理指針（www.jfa.maff.go.jp/form/pdf/25shimane150223.pdf）
- 水産庁（2017）第29回 日本海・九州西広域漁業調整委員会 議事次第
（http://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s_kouiki/nihonkai/attach/pdf/index-26.pdf）
- 水産政策審議会資源管理分科会（2017）第82回資源管理分科会資料2
<http://www.jfa.maff.go.jp/j/council/seisaku/kanri/attach/pdf/170406-4.pdf>
- 海と渚環境美化・油濁対策機構（2016a）平成27年度海浜等の美化活動事例調査報告書
（<http://www.umitonagisa.or.jp/pdf/mb21/report/27kaihintounobika.pdf>）
- 海と渚環境美化・油濁対策機構（2016b）平成27年度漁民の森報告書 全国
（http://www.umitonagisa.or.jp/pdf/mb21/report/H27MAP_zenkoku.pdf）
- 全漁連（1995）定置網漁業における資源管理(網目拡大)の取り組みについて
（<https://www.zengyoren.or.jp/ninaite/kouryu/download.php?docid=464>）